

中小企業の実態調査から見るインボイス制度の現状

2023年10月に導入されたインボイス制度。免税のまま事業を続けるか、課税転換して登録すべきか、未だに判断に迷われている事業者の方も多いのではないでしょうか。本記事では、日本商工会議所が実施した調査結果から制度導入後の「登録状況」「取引への影響」「事務負担の変化」など、データで見える現状についてお伝えします。また、2026年度の税制改正で見直しが予定されている重要措置についても解説します。

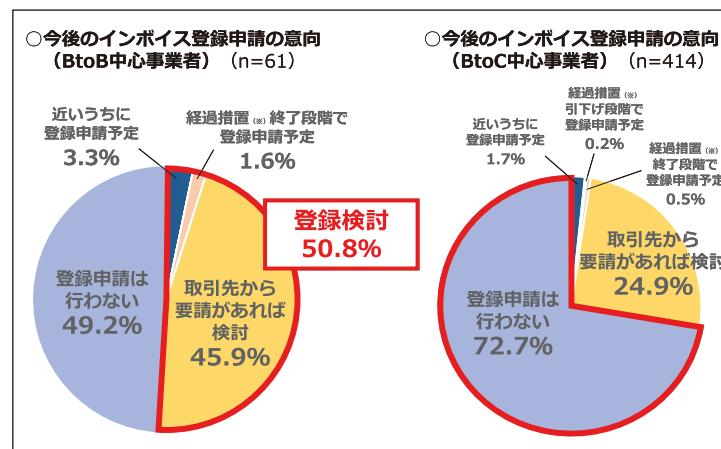
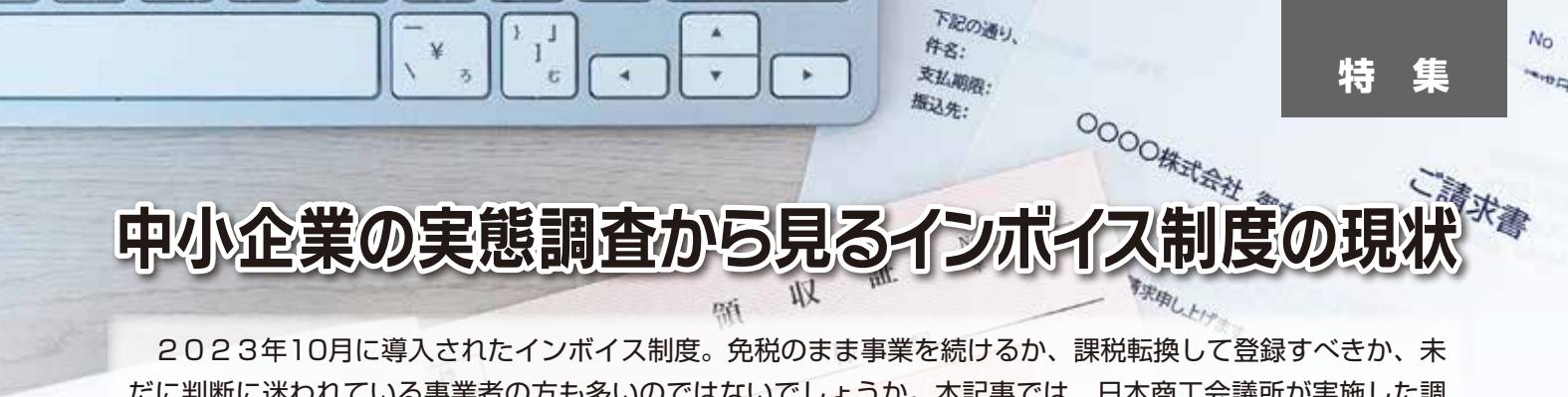
出典・引用 「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査結果 -日本商工会議所・東京商工会議所」
国税庁「インボイス制度について」、政府広報オンライン「令和5年10月からインボイス制度が開始!」

インボイス制度とは?

令和5年(2023年)10月1日からインボイス制度が始まりました。このインボイス(適格請求書)とは、取引にかかる消費税額が正確に記載された請求書・領収書等のことで、買い手が仕入税額控除を受けるためには、このインボイスの保存が必要になります。

なお、インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」として登録した事業者のみで、免税事業者が発行することはできません。適格請求書発行事業者になるためには、国税庁に「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出をする必要があります(詳細は国税庁のホームページをご参照ください)。

以降は、日本商工会議所が各地商工会議所を通じて、インボイス制度の実態について取りまとめたアンケート結果を説明していきます。



それに対して、BtoC(一般消費者向け) 中心事業者は、7割が登録を行わず(免税のまま)、その理由としては「取引先から要請がなかつた」が最多の41.3%を占めました。

次にインボイス登録を行っていない免税事業者のうち、BtoB中心事業者の50.8%が今後登録を検討していますが、BtoC中心事業者の72.7%は今後も申請を行わない意向を示しており、取引形態によって判断が分かれています。

② 課税転換後の変化 「価格交渉」の実施状況等

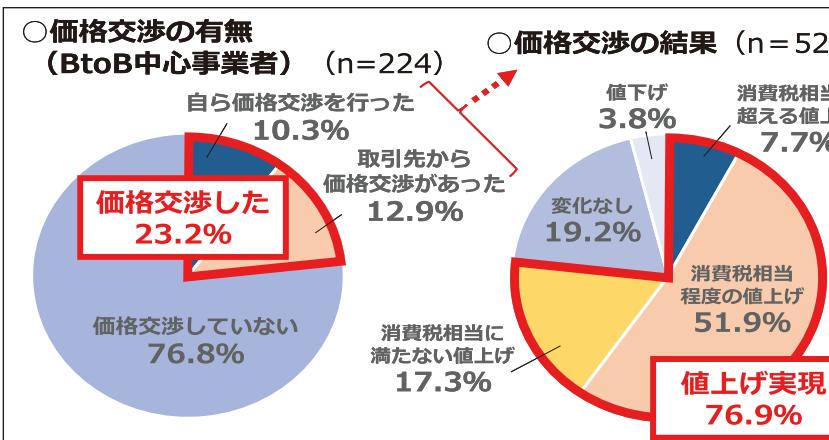
【参考】免税事業者等からの仕入に係る経過措置

免税事業者等からの仕入について、2023年10月(制度開始)～2026年9月末までは8割の仕入税額控除が認められ、2026年10月～2029年9月末までは5割の仕入税額控除が認められる措置。2029年9月末で終了予定。

令和8年の税制改正により、内容等が見直し予定(詳細はP5)

免税事業者からインボイス登録(課税転換)したこと为契机に価格交渉を行った事業者のうち、76.9%が値上げを実現しています。そのうち半分の事業所が消費税相当程度の値上げを実現しています。他方で、価格交渉を行っていない事業所は、理由として「価格交渉を行っていないから」が約76.9%が課税転換したことを契機に価格交渉を行つた事業者のうち、23.2%が「スマートに消費税申告できた」と回答しました。

2割特例(※)の提供状況について

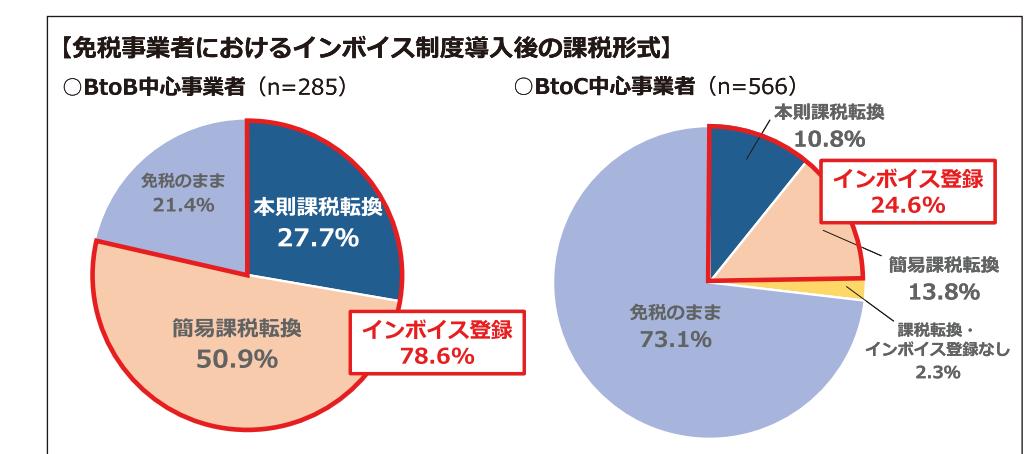
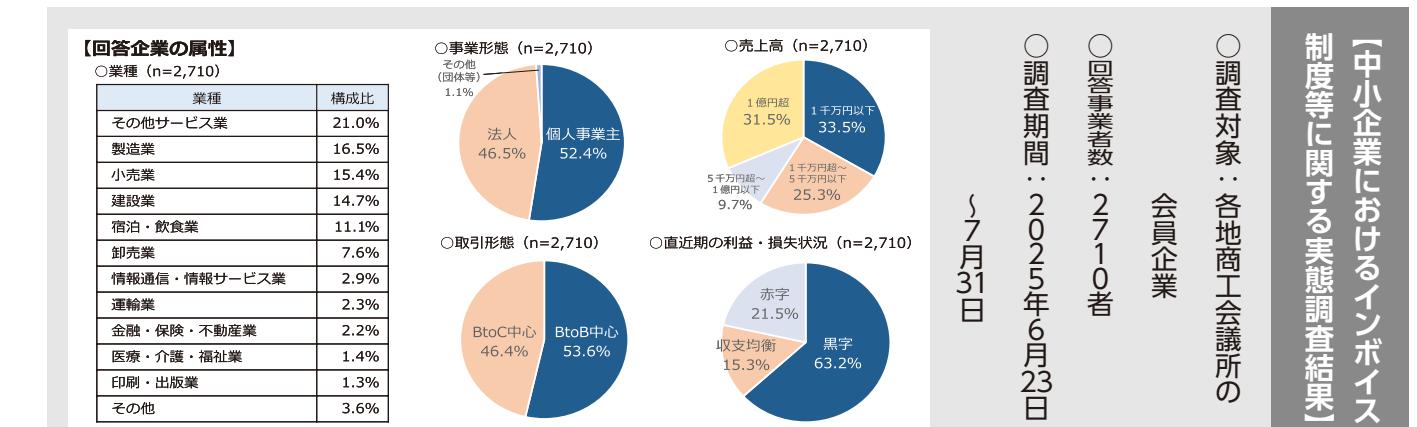


7割を占めており、取引先との関係性を考慮した判断や取引慣行等も関係していると考えられます。

【参考】2割特例(※) 免税事業者がインボイス登録(課税転換)した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する措置。2026年9月末で終了予定ですが、令和8年の税制改正により、内容について見直し予定(詳細はP5)

個人事業主における2割特例適用者の平均納税額	
事業形態	個人事業主(n=221)
納税額	12.7万円

次に、免税事業者から仕入等を行う本則課税事業者は43.7%で、そのうち57.6%は仕入額が100万円以上となっていました。また、免税事業者からの今後の仕入対応について尋ねると、取引価格や仕入の見直しを行う事業者は42.3%となる一方で、免税事業者との取引を継続する事業所に、その理由と尋ねると、「代替となる取引先はない」が最多となりました。



① BtoBは「約8割」が登録、BtoCは「約7割」が免税維持

インボイス制度導入前に免税事業者であった事業者のうち、BtoB(企業間取引) 中心事業者の78.6%がインボイス発行事業者登録を行っています。